

本山町監査委員会 告示第 10 号

地方自治法第199条第9項による行政監査の結果報告をここに公表する。

令和6年10月21日

本山町代表監査委員

澤田和久

本山町監査委員

白石伸一

令和6年10月15日

本山町代表監査委員 澤田 和久  
本山町監査委員 白石 伸一

## 行政監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第2項の規定により、行政監査を実施したので同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

### 第1 監査の概要

#### 1 監査のテーマ

8月実施、定期監査時における保留事案（まちづくり推進課）に関する事務処理手続きについて

#### 2 監査の目的

関係法令等に対する適法性、事務処理における妥当性および迅速・確実性の把握

#### 3 監査の対象

令和6年7月17日付け執行の修繕料に関する事務

#### 4 監査の実施日

令和6年8月21日・9月6日・9月12日・9月19日・10月7日 10月15日 計6日間

#### 5 監査方法

監査対象となった修繕料に関するすべての事務について担当主管課から資料及び関係書類の提出の提示を求め、これを基に監査の着眼点に沿って質問、関係者からの質問等による監査を行った。

### 第2 監査の結果(指摘)

#### 1. 監査の結果の概要

事務処理に関し、重大な事故にもかかわらず独断で修繕費用の見積もりまで行い、上司への報告を約6ヶ月にも及ぶ期間怠った。また、事案が重大であるにもかかわらず起案書の提出も行うことなく、支出負担行為決議書兼支出命令書の摘要欄の未記載等、隠蔽との疑念を持たざる得ない事務処理を行っていたものであり、その責は非常に大きい。

会計年度任用職員（林業従事者）に対する、日報が全く存在しない、事故後の労働安全委員会への未報告等、労務・安全管理についても不規律と認められた。

## 2. 改善を要すると認められる事項

報告義務違反、本山町職員服務規程第18条による事故報告違反、本山町文書事務取扱規定違反、労働安全衛生法の一部違反については嚴重注意とするとともに再発防止策の徹底、改善（日報・決裁）を要する。

本案件が担当課による重大な失当であるという認識の下、情報の共有を図り組織として再発防止策を講じられるよう求める。

### ※ 参考資料

日報（建設課 集落支援員）

天気 晴れ

令和 6 年 9 月 5 日

# 業務日報

所属	本山町 建設課
氏名	[Redacted]

課長	課長補佐	班長	担当
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

(1) 今日の作業予定

午前	草刈り業務	指定箇所	23 9/5
午後	草刈り予定	現場 視察	道具メンテナンス

(2) 業務内容

業務内容	
<p>草刈り業務</p> 	<p>作業後</p> 
<p>草刈り業務</p> 	<p>作業後</p> 

(3) コメント

・熱中症対策として、午前中に草刈りをするようにして、水分補給もこまめにとって作業をしている。  
 ・【現場について】草を刈る距離が長いので、体に負担がかからないように、作業内容を詰めてから作業に取り組みたいと考えている。使用する草刈り機に負担は大きく、故障の可能性があるので、できる限りのメンテナンスして万全な状態にした。

(4) 備考

・JA 9月5日 午後 チェーンソー2台 見積依頼 済  
 ・ナンバー [Redacted] スズキ 軽トラ 9月5日 16時頃 サワダ自動車 オイル交換 済